

会 議 録

行田市教育委員会 平成 27 年 第 8 回 7 月 臨 時 会

| | | | | | |
|----------------------------|--|---------------------------|------------------------------------|-----|--|
| 招集年月日 | 平成 27 年 7 月 16 日(木) | 開会場所 | 行田市教育委員会 2 A 会議室 | | |
| 開閉の時刻 及び宣言者 | 開会 7 月 16 日 (木) 午後 1 時 00 分 閉会 7 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分 | 教育長 | 森 郁子 | | |
| 教育長 | 森 郁子 | 教育長職務代理者 | 岸田 昌久 | 仮議長 | |
| 席次番号 | 出席の教育長 及び委員氏名 | 摘 要 | | | |
| 1 | 森 郁 子 | | | | |
| 2 | 岸 田 昌 久 | | | | |
| 3 | 町 田 祥 子 | | | | |
| 4 | 鹿 山 高 彦 | | | | |
| 5 | 阿 部 祐 見 子 | | | | |
| 議 事 参 与 者 | | | 書 記 | | |
| 学校教育部長 生涯学習部長 教育総務課長 | | 小河原 勝美 猪野塚 敏和 内田 親生 | 書記長 内田 親生 書記次長 吉田 武司 書記 岡野 猛 | | |

| 会議事件名 | | 顛 | 末 |
|---------------------------------|---|---|---|
| 会 議 の 進 行 状 況 | 議案第35号 教育長職務代理者の 指名について | <p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案3件だが、全て公開としたいと思うが、良 いか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 議案第35号について説明する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定 により、教育長は職務代理者を指名することとなっている。</p> <p>教育長 それでは、私の方から申し上げる。教育長職務代理者に岸田委員 を指名する。 委員の皆さん、よろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 それでは、岸田委員よろしくお願ひします。 岸田委員からごあいさつをお願ひします。</p> <p>岸田委員 (あいさつ)</p> | |
| | 議案第36号 行田市教育委員会会 議規則の一部改正につ いて | <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 議案第36号について説明させていただく。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正 する法律（平成26年法律第76号）が平成26年6月20日に交 付され、平成27年4月1日から施行されたことから、会議規則の 一部を改正するものである。この改正により、従来の委員長と教育 長を一本化した新たな教育長が設置されることとなり、教育委員長</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p> | | <p>制度が廃止される。</p> <p>教育委員会の会議については、これまで委員長が召集し、同じく委員長が議事等を進めてきたが、委員長制度の廃止に伴い、今後は、教育長がこれを行うことから規則の整備を行うものである。</p> <p>議案の最後にある、「新旧対照表」の1ページをご覧いただきたい。</p> <p>右側が改正前、左側が、改正後の規則で、アンダーラインがある箇所が改正点である。主な改正点は、委員長を教育長に変更し、必要のない条文を削り、用語の整備を行うものである。</p> <p>最初に目次だが、条文の削除があることから、第4章からの条文を改正している。第6章「採決及び選挙」の「及び選挙」を削除し、「第6章採決」と改正するものである。</p> <p>次に、(会議の招集)第2条以降から「委員長」を「教育長」に改正するものである。</p> <p>2ページをご覧いただきたい。</p> <p>各条項にある「委員長」を「教育長」に改正し、第4条第4項及び第5項中、「急施(きゅうし)」とあるのを「緊急」に改正するものである。</p> <p>次に、3ページをご覧いただきたい。</p> <p>1行目以降、「委員長」を「教育長」に改正し、2行目、法律の条項が変更されたことにより、「第13条第2項ただし書」を「第14条第3項ただし書」に改正するものである。次に、第7条中、「及び教育長」を削り、「急施(きゅうし)」を「緊急」に改正するものである。</p> <p>4ページをご覧いただきたい。</p> <p>第13条中、「委員長」を「教育長」に改正し、「及び教育長」を削除するものである。</p> <p>委員長の報告を求める権限第17条は、委員長がいなくなることから、削除するものである。第17条を削除したことにより、第18条以降を繰り上げるものである。</p> <p>5ページをご覧いただきたい。</p> <p>「委員長」とあるのを全て、「教育長」に改正し、条文を1条ずつ繰り上げるものである。</p> <p>6ページをご覧いただきたい。</p> <p>「委員長」とあるのを全て、「教育長」に改正し、上から3行目第26条第2項を削除するものである。</p> <p>その下の見出し、第6章「採決及び選挙」を「採決」に改正するものである。</p> <p>7ページをご覧いただきたい。</p> <p>「委員長」とあるのを全て、「教育長」に改正し、条文を1条ずつ</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| <p>会 議 の 進 行 状 況</p> | <p>議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備について</p> | <p>繰り上げるものである。 8ページをご覧いただきたい。 中段にある「委員長の選挙及び委員長職務代理者の選任」第38条を削除し、以下の条文を2条ずつ繰り上げるものである。その下、第39条第1項第1号「出席又は欠席の委員氏名」を「出席又は欠席の教育長及び委員氏名」に改め、第5号を削除し、第6号を繰り上げ第5号とするものである。その下の第2項にある「秘密会」を「非公開の会議」に改めるものである。 9ページをご覧いただきたい。 各条項を2条ずつ繰り上げ、「委員長」を「教育長」に改正するものである。第44条中「を通じて委員長」を削除するものである。 10ページをご覧いただきたい。 「委員長」を「教育長」に改正するものである。次に、第45条第2項中「教育長を通じて」を削除し、第47条第2項中、「具して委員長」を「教育長」に改めるものである。また、各条を2条ずつ繰り上げ、第50条「秘密会」を「非公開の会議」に改正するものである。 最後に、11ページをご覧いただきたい。 第52条中、「起草」を「作成」に改め、第55条中、「委員」の前に「教育長及び」を加え、各条を2条ずつ繰り上げ、「委員長」を「教育長」に改めるものである。 議案書に戻り、附則として、施行日を公布の日とするものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>委員長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 議案第37号について説明させていただく。 本案は、先ほどと同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されたことから、改正が必要となった規則をそれぞれ改正するものである。 議案の最後にある「新旧対照表」の1ページをご覧いただきたい。 第1条の規定による「行田市教育委員会公告式規則の一部を改正」するもので、第2条に「委員長」を「教育長」に改めるものである。 2ページをご覧いただきたい。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|---|--|
| <p>会 議 の 進 行 状 況</p> | <p>その他報告事項 教育委員会席順表及 び連絡先一覧について</p> | <p>第2条の規定による「行田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正」 するもので、第2条、第3条及び第5条の「委員長」を「教育長」 に改めるものである。</p> <p>次に、第6条第1項及び第2項のひらがな「すべて」を漢字の「全 て」に改め、第1項第5号に「教育長及び」を加え「教育長及び委 員」に改めるものである。</p> <p>3ページをご覧いただきたい。</p> <p>第7条の「委員長」を「教育長」に改め、「秘密会」を「非公開の 会議」に改めるものである。</p> <p>4ページをご覧いただきたい。</p> <p>第3条の規定による「行田市教育委員会教育長に対する事務委任 規則の一部改正」についてである。第1条中、法律の条文の変更に より、「第26条第1項」を「第25条第1項」に改めるものである。</p> <p>5ページをご覧いただきたい。</p> <p>第4条の規定による「行田市教育委員会職員の職名に関する規則 の一部改正」についてである。法の改正により、第2条中、「第19 条第2項」を「第18条第2項」に、第3条中、「第19条第2項」 を「第18条第2項」に改めるものである。</p> <p>6ページをご覧いただきたい。</p> <p>第5条の規定による「行田市教育委員会公印規則の一部改正」に ついてである。教育委員長の廃止に伴い、「行田市教育委員会委員長 印」及び「行田市教育委員会委員長職務代理者印」を廃止するもの である。</p> <p>議案書に戻り、改正案の最後の最後の部分になるが、附則として、 施行日を公布の日とするものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育総務課長 資料に基づき説明。</p> <p>教育長 以上で本日の臨時会を閉会とします。</p> |
|--|---|--|

その他特に重要と認める事項

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員

委員